





2024年9月4日

各位

会 社 名 S A A F ホールディングス株式会社 代表者 代表 取 締 役 社 長 前 俊守 (コード:1447、東証グロース) 問合せ先 上席執行役員管理本部長兼CFO 野間 崇 (電話番号:03-6770-9970)

株主代表訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

2024年4月11日付適時開示「株主代表訴訟の控訴に関するお知らせ」で公表しました、当社株主2名が当社の取締役4名を被告として損害賠償を請求した株主代表訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)の第一審判決の全部を不服として、控訴を提起していた件(以下「本件控訴」といいます。)につきまして、本日、判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

- 訴訟を提起した者(原告)
 恩田 饒
 株式会社ホワイトストーン
- 2. 訴訟対象者(被告)

 当社代表取締役社長
 前 俊守

 当社取締役副社長
 松場 清志

 当社取締役
 塚本 勲

 当社元取締役
 石田 伸一

- 判決のあった裁判所および年月日 東京高等裁判所 2024年9月4日
- 4. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 本件各控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用(補助参加の費用を含む。) は控訴人らの負担とする。

5. 訴訟の経緯

2024年3月27日付適時開示「株主代表訴訟の判決に関するお知らせ」および同年4月11日付適時開示「株主代表訴訟の控訴に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、本件訴訟につきまし

ては、同年3月27日付で原告の請求を棄却する判決が言い渡され、原告は当該判決の全部を不服 として、同年4月11日付で東京高等裁判所に控訴を提起いたしました。

これに対し、当社は、当社取締役には何ら善管注意義務違反が認められないものと判断し、本件訴訟および本件控訴において、被告となった当社取締役側に補助参加をしておりました。

そして、本日、東京高等裁判所より、上記 4. のとおり、原告らの請求を全て乗却する判決が言い渡されました。当社の判断したとおり、当社取締役の善管注意義務違反を否定するものであり、全面的勝訴判決といえます。

6. 今後の見通し

今後、本件訴訟に関して開示すべき事象が発生した場合、速やかにお知らせいたします。

以上